

在外日本人国民審査権確認訴訟提起について

報道機関・ジャーナリスト各位

私たちは、本日、東京地方裁判所に、在外の日本人が国民審査権の行使を制限されてきたことの違憲性を問うために訴訟を提起することといたしました。

日本人として、自らの国のありかたに関心を持ち民主主義に参画したいと思う人は世界中に住んでいます。本訴訟の原告は、ニューヨークを拠点に世界中で活躍する映画監督や、日本とブラジル両方の国籍を持つ子の育児をしながらサンパウロに暮らす主婦や、日本とブラジルの架け橋としてサンパウロで働く弁護士など、計5名です。彼らは昨年10月に衆議院議員選挙の投票を行いました。ところが、最高裁判所裁判官の国民審査をすることは許されませんでした。

在外国民は、憲法上の保障にも関わらず、長らく公務員任免権の行使、すなわち国政の選挙権も国民審査権もその行使を許されてきませんでした。国政選挙について、2005年、最高裁は大法廷において、歴史上7番目の法令違憲判決を出し、次回の国政選挙において、比例代表制・小選挙区制どちらにおいても在外国民が投票することができる地位にあることを認めました（最大判平17.9.14）。これにより、国会は次回の国政選挙までに公職選挙法を改正することを求められ、2006年、選挙区への在外投票を可能にする公職選挙法の改正が行われることになりました。これ以降すべての国政選挙で在外投票が実施されています。また、2007年に成立した憲法改正のための国民投票でも在外投票ができることとされています。

しかし、最高裁判所裁判官国民審査の在外投票は許されておらず、在外国民はその権利行使をできないままにいます。これに対して2010年に訴訟を提起した人たちがいました。この訴訟で東京地裁は、2009年に実施された国民審査において在外投票制度を欠いたことは「憲法適合性については、重大な疑義があった」と述べました（東京地判平23.4.26）。しかしその後もこの問題は放置されています。2017年10月22日に行われた衆議院選挙において行われた国民審査でも、在外国民は再び国民審査から排除されました。国外に暮らす日本人は増加の一途であり、今ではその数は133万人に達しています。原告らは、国民主権の重要な一部をなす公務員任免の権利（憲法15条1項）を今も制限されている多くの在外国民を代表し、本件訴訟を提起することにいたしました。

訴訟における詳細な主張内容については、記者会見において配布いたします訴状の写しをご参考ください。また関連用語、参考となる条文、時系列、原告らに関する情報、弁護団の連絡先については別紙のとおりです。

広くこの問題を報道し、国民の皆様に対する情報提供をして頂きたいと、ご協力をお願いいたします。

在外日本人国民審査権確認訴訟弁護団

<用語の解説>

国民審査制度：日本国憲法第79条に規定される最高裁判所裁判官国民審査は、既に任命されている最高裁判所の裁判官が、その職責にふさわしい者かどうかを国民が審査する解職の制度であり、国民主権の観点から重要な意義を持つものです。

衆議院議員の選挙権がある人は、国民審査の投票をすることができることとされています。国民審査は、衆議院議員総選挙の投票日に行われます。

在外選挙制度：海外に住んでいる人が、外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といい、これによる投票を「在外投票」といいます。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を持っている人です。

<本日までの経緯>

- 1996年11月 海外に住む日本人が在外選挙制度がないことについて違憲訴訟を提起
- 1998年 5月 公職選挙法の一部を改正する法律を公布（在外選挙の導入）
- 2005年 9月 最高裁判決（衆参選挙区選出議員の選挙も在外選挙の対象とすべき）
- 2006年 6月 制度改正（在外選挙の対象選挙の拡大、登録申請手続きの改善など）
- 2009年 8月 国民審査
- 2010年 5月 憲法改正国民投票法公布（在外選挙人証による投票権の確保）
- 2011年 4月 東京地裁判決（「憲法適合性については、重大な疑義があった」）
- 2012年12月 国民審査
- 2014年12月 国民審査
- 2016年 6月 制度改正（選挙権年齢の満18歳以上への引き下げ）
- 2017年10月 国民審査
- 本 日 東京地方裁判所に、在外日本人国民審査権確認等請求訴訟を提起

<参考条文>

憲法

- 第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く
- 第15条1項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
 - 3項 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 第22条2項 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第44条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第79条2項 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

3項 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

4項 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

国民審査法

第4条（審査権） 衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。

第8条（審査人の名簿） 審査には、公職選挙法に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。

公職選挙法

第9条1項 日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

第4章 選挙人名簿（内容省略）

第4章の2 在外選挙人名簿（内容省略）

<原告らの情報>

想田和弘（そうだかずひろ）1970年6月12日生まれ アメリカ・ニューヨーク在住

永井康之（ながいやすゆき）1975年8月21日生まれ ブラジル・サンパウロ在住

平野司（ひらのつかさ）1978年6月9日生まれ ブラジル・サンパウロ在住

谷口太規（たにぐちもとき）1978年12月9日生まれ 日本・東京在住（選挙時はアメリカ・デトロイト在住）

※もう1名の原告は匿名を希望されています。ブラジル・サンパウロ在住の方です。

※想田氏・谷口氏の2名の原告が記者会見に参加予定です。お二人とも写真・映像可です。

<弁護団の連絡先>

東京都千代田区丸の内1-7-1 2 サピアタワー8階 マーベリック法律事務所

TEL: 03-6273-4824 FAX: 03-6273-4825

yasuko.s.228@gmail.com

弁護士 塩川 泰子